

グループホーム東山しょうぶ苑 料金表

平成 27 年 4 月 1 日現在

利用料金(1ヶ月当り30日として)

認知症対応型共同生活介護費				その他の費用			1日あたり	月額 (30日として)	
基本	医療 連携 加算	サービス提 供体制 強化加算 (Ⅰ)ロ	処遇改善 加算(Ⅱ)	食材料費	部屋代	日常生活費			
要支援 2	755 円	/	12 円	35 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,402 円	132,068 円程度
要介護 1	759 円	39 円	12 円	37 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,447 円	133,418 円程度
要介護 2	795 円	39 円	12 円	39 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,485 円	134,547 円程度
要介護 3	818 円	39 円	12 円	40 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,509 円	135,269 円程度
要介護 4	835 円	39 円	12 円	41 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,527 円	135,803 円程度
要介護 5	852 円	39 円	12 円	42 円	1,200 円	1,900 円	500 円	4,545 円	136,336 円程度

※ 処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×46/1,000＝処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (759 + 39 + 12) × 30日 × 46/1,000 = 1,117.8

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

尚、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は30円/日割増となります。

※ (実施した場合) 退居時相談援助加算 400 円(1 回のみ)

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

(例えば、テレビ、こたつ等が当てはまります。)

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。